

愛犬への狂犬病予防注射の接種のお知らせ

【狂犬病予防注射の接種をお願いします。】

犬の飼い主は、狂犬病予防法により、飼い犬に年1回の狂犬病予防注射を受けさせることなどが義務付けられています。

必ず、お近くの動物病院で飼い犬に予防注射を受けさせてください。

なお、狂犬病予防集合注射については、近隣に動物病院が開設されていない地域（裏面参照）に限り実施しますが、できる限り衛生的で診療設備の整った動物病院での接種をお願いいたします。



【愛犬の登録をお願いします。】

犬の飼い主は、狂犬病予防法により、飼い犬の生涯に1回の登録をすることが義務付けられています。

裏面の公益社団法人京都市獣医師会会員の動物病院では、狂犬病予防注射と共に犬の鑑札や注射済票の即時交付を受けられます。動物病院には「狂犬病予防注射のお知らせ」（オレンジ色の封書）でお送りしている「犬の登録申請書・注射済票交付願」の問診票に、注射実施日の犬の状態を記入してお持ちください。注射料金については、個別の動物病院にお問合せください。

マイクロチップの装着と指定登録機関への申請をお願いします。

飼い主は飼い犬にマイクロチップ（MC）を装着させることが努力義務となっています。また、以下の場合、環境省（指定登録機関）への手続きが必要です。

- ・MCを装着した（※）
- ・犬や猫を購入・譲り受けた（※）
- ・住所や連絡先が変わった
- ・犬や猫が亡くなった



ご自身のパソコンやスマートフォンを使用し、オンラインでMC情報を登録できます。（※の手続きには300円（紙での申請の場合1,000円）の手数料がかかります。）

京都市では、狂犬病予防法の特例制度により、MC情報を指定登録機関に登録いただくと、狂犬病予防法に基づく本市への登録手続きは不要となります。

また、MC情報を指定登録機関に登録されている方の変更手続きは、指定登録機関で行ってください。本市への手続きは不要です。

上記以外の方は、医療衛生センター又は各区役所・支所の医療衛生コーナーまでお届けください。

京都市では、（公社）京都市獣医師会の協力により指定動物病院で犬と猫のMC装着を無償で施術できる制度を実施しています。詳細は右の二次元コードから御確認ください。
（注）上限頭数あり

MCの登録についてはこちら



助成制度についてはこちら



京都市医療衛生センター

京都市中京区御池通高倉西入高宮町200番地 千代田生命京都御池ビル2階、6階

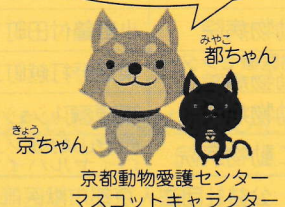
電話：746-7211（北区、上京区、左京区、東山区）

746-7212（中京区、下京区）

746-7213（山科区、南区、伏見区）

746-7214（右京区、西京区）

狂犬病は、今も世界で流行している
本当に怖い病気だワン！



京都動物愛護センター
マスコットキャラクター

回
覧

京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例

に御協力をお願いします。
条例では、犬の飼い方について次のようなことを定めています。

取り組むよう、 努めていただくこと

- 動物は、人に迷惑をかけないよう正しく飼いましょう。
- 犬は、自宅で排せつさせましょう。



必ず守っていただくこと

- 多数の犬猫を飼うときは、医療衛生センターに届け出てください。
届出対象頭数
犬：5頭以上、猫：10頭以上
犬猫合わせて10頭以上
- 犬の散歩時は、ふんを回収できるものを持つ。
- 散歩時の犬のふんは、直ちに回収する。
回収しないとき：3万円以下の過料の対象です。



動物愛護管理法 改正

令和元年に動物愛護管理法が改正されました。

(令和2年6月1日施行)

<罰則の強化>

【愛護動物を殺傷した場合】

5年以下の懲役又は500万円以下の罰金

【愛護動物を遺棄・虐待した場合】

1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

(令和4年6月1日施行)

<マイクロチップ装着義務化>

飼い主は、飼い犬・猫へのマイクロチップの装着が努力義務となります。



万が一の災害に備えましょう。

●災害時に備え、ペットに必要なものも備蓄

ペットフードや水、ペットシーツ等のペットの飼育のために必要な物品は飼い主が責任をもって備えましょう。詳細については右の二次元コードからご覧ください。



●避難先で迷惑をかけないように普段からのしつけを

普段から無駄ぼえないようなしつけや、トイレのトレーニングをしておきましょう。また、避難先では飼い主が持参したケージやキャリーに入れて飼育することが基本となります。日頃からケージやキャリーに慣らしておきましょう。



京都市動物愛護事業推進基金の募集について

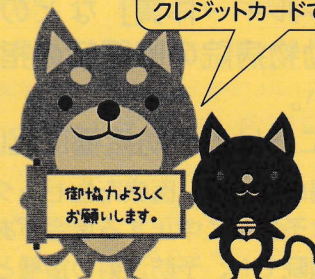
京都動物愛護センターを多くの方に愛着を持っていただける施設とするとともに、開設、運営に当たって所要の財源を確保するため、平成24年4月2日から「京都市動物愛護事業推進基金」を設け、寄附金を募っています。

これまでにいただいた寄附金約1億8千万円(令和4年12月現在)については、センターの整備費のほか、本市が実施する動物愛護事業の財源として活用しています。

寄附金の主な使途

- 適正飼養の啓発や譲渡の促進に向けた取組
- 動物愛護週間事業などの動物愛護事業の推進に向けた取組
- 子供を対象とした動物愛護教育の推進に向けた取組
- 収容動物の適切な飼養管理に向けた取組
- ペットの災害対策に向けた取組

ふるさと納税の寄附控除を受けられます!
クレジットカードでも納付できます!



京都動物
愛護センター



京都動物愛護センター
マスコットキャラクターの
LINEスタンプはこちらから!



京都市動物愛護
事業推進基金